

みんなで支える森林づくり上田地域会議開催要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県森林づくり県民税条例(平成19年長野県条例第58号。以下「条例」という。)第5条第3項の規定により定める「みんなで支える森林づくり推進会議の開催に関する方針」(平成20年3月28日付け19森政第489号林務部長通知)第2の(2)に規定する地域会議について、審議会等の設置及び運営に関する指針(平成14年1月18日付け長野県総務部長通知)第2の(2)に規定する懇談会等として、条例の規定に基づく財源を活用して展開する事業等(以下「森林税事業」という。)に関し、地域住民等の認知度の向上及び森林づくりに対する意識の醸成を図りながら、生活に身近な森林の持つ多面的な機能を将来にわたって発揮させるための森林づくりを進め、もって森林資源の利用及び活用による持続可能な森林管理を推進するため、上田地域振興局(以下「局」という。)の管轄する地域(以下「上田地域」という。)における森林税事業の展開に関する様々な意見を、森林税事業に関わる実務者等から聴取することを目的に開催するものとする。

(地域会議の開催)

第2 地域会議は、第4に掲げる構成員の直接参加による場合又は文書その他の方法により意見を聴取するものの全てをいう。

(会議事項)

第3 局は、上田地域における森林税事業の展開に係る次に掲げる事項について、様々な意見を聴取するものとする。

- (1)森林税事業の計画及び実施に関する事項
- (2)森林税事業の進捗報告に関する事項
- (3)森林税事業の実績報告に関する事項
- (4)森林税事業の制度の課題、要望及び新たな事業に関する事項
- (5)その他森林税事業の展開に関する事項

2 聴取した意見等については、局において取りまとめの上、林務部長に報告し、今後の上田地域における森林税事業の展開にあたり、林務部において必要に応じて反映するものとする。

3 地域会議において意見や要望の集約、合議又は承認をしてはならない。

(構成員)

第4 地域会議は、森林税事業を実施している又は実施した事業主体の実務者をもって構成する。

(組織)

第5 地域会議に座長を置くものとする。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、会議の進行を担当するものとする。

3 座長は、会議の円滑な進行を目的に、進行支援役を依頼することができる。

(進行支援役)

第6 地域会議の円滑な運営を支援するため、地域会議の構成員以外に進行支援役を置く。

2 進行支援役は、局林務課長が担当するものとする。

- 3 進行支援役は、もっぱら構成員からの意見の聴取に関する会議の進行を支援することとし、自ら意見したり集約したり決議したりすることはできない。

(開催期間及び回数)

第7 地域会議は、意見聴取の対象とする森林税事業を実施している年度の10月から翌年度の7月末までに開催するものとする。

- 2 地域会議は、原則として2回以上開催することとし、第1回は森林税事業の事業計画及び進捗報告を、第2回は森林税事業の実績報告を行い、その他の会議事項はその都度意見聴取するものとする。

(公表)

第8 地域会議に提出された資料及び意見等は、局で取りまとめの上ホームページ上で公表するものとする。

ただし、資料及び意見等に非公開とすべき情報が含まれる場合は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条の規定に基づき適切に取り扱うものとする。

(報償及び費用弁償)

第9 地域会議における事業の進捗状況及び実績の報告並びに意見聴取は、各事業の補助金交付要綱及び実施要領の規定に基づく調査報告に位置付けて行うことから、構成員の出席に係る報償及び費用弁償は行わない。

(外部有識者等の出席)

第10 座長は、地域会議の構成員又は局林務課長の要請に基づき、外部有識者等を出席させることができる。

- 2 外部有識者等は、この要領の規定の範囲内において意見等を行うことができる。
- 3 外部有識者等の出席に係る報償及び費用弁償は、第9の規定を適用しない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から適用し、令和4年7月31日をもってその効力を失う。